

東大和市難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

東大和市難病患者福祉手当条例（昭和55年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を削り、同項第1号中「ついて」を「より、」に、「東京都知事の認定（これに相当する道府県知事の認定を含む。）を受けている者」を「助成（これに相当する道府県の助成を含む。）の対象となつている者」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

（1）難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病医療法」という。）第5条第1項に規定する指定難病にり患していることにより、同項に規定する特定医療費の支給の対象となつている者

第2条第1項に次の1号を加える。

（3）難病医療法第5条第1項に規定する指定難病又は東京都難病患者医療費助成規則別表第1疾病名の欄に掲げる疾病にり患していることにより、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給の対象となつている者

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。